

# 令和3（2021）年度園芸メガ産地づくり基本構想公募要領

令和3（2021）年8月25日

栃木県農政部生産振興課

## 1 趣旨

少子高齢化に伴う人口減少や食生活の多様化などにより、米の需要減少が急激に進む中、園芸大国とちぎづくりの実現に向け、本県水田農業の収益力向上を図っていくには、これまで進めてきた露地野菜の産地づくりを加速化し、競争力のある大規模な産地（以下「園芸メガ産地」という。）に育成していく必要がある。

このため、大規模な露地野菜の産地を目指す「園芸メガ産地づくり基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定し、生産拡大に取り組む産地に対し、農地の団地化や低コスト栽培の実証などを支援する。

## 2 概要

### （1）応募主体

市町村、農業協同組合、農業生産組織、農地所有適格法人、認定農業者、実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体、市町村農業公社、全国農業協同組合連合会栃木県本部、農業サービス事業体、またはこれらの組織のうち複数組織から構成される協議会とします。

なお、基本構想の応募主体が直接露地野菜を生産しない組織（市町村や農業協同組合等）の場合は、必ず基本構想に位置付ける経営体の代表等を基本構想の策定に参画させてください。

### （2）応募方法

基本構想（様式1別添）を策定し、様式1により農業振興事務所（又は生産振興課）宛てに提出してください。

なお、公募期間は、令和3（2021）年8月25日（水）から9月6日（月）17:00までとします。

### 【提出先】

市 町	農業振興事務所	住 所
宇都宮市、上三川町	河内農業振興事務所	宇都宮市竹林町 1030-2
鹿沼市、日光市	上都賀農業振興事務所	鹿沼市今宮町 1664-1
真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町	芳賀農業振興事務所	真岡市荒町 116-1
栃木市、小山市、下野市、壬生町、	下都賀農業振興事務所	栃木市神田町 5-20

野木町		
矢板市、さくら市、那須烏山市、 塩谷町、高根沢町、那珂川町	塩谷南那須農業振興事務所	矢板市鹿島町 20-22
大田原市、那須塩原市、那須町	那須農業振興事務所	大田原市本町 1-3-1
足利市、佐野市	安足農業振興事務所	佐野市堀米町 607

### (3) 審査

承認申請された基本構想について、提出された農業振興事務所（又は生産振興課）において、下記「3 基本構想の承認について」の各項目に照らして、全て該当しているか否かを判断します。全ての項目に該当していると判断した基本構想については、農業振興事務所（又は生産振興課）と農政部関係課による基本構想の内容の妥当性の協議を行い、承認の是非を判断します。

### (4) 承認結果の通知

農業振興事務所（又は生産振興課）と農政部関係課による基本構想の内容の妥当性の協議結果に基づき、基本構想が承認された応募主体に対してはその旨を、それ以外の応募主体に対しては承認されなかった旨をそれぞれ書面により通知するものとします。なお、審査の経過や審査結果に関する問合せには対応いたしかねます。

## 3 基本構想の承認について

知事及び農業振興事務所長は、基本構想が以下の内容を目指す場合に承認する。

- (1) 基本構想の目標年度において、露地野菜の作付面積が概ね 50ha 以上（現状からの増加面積が 10ha 以上）であること又は露地野菜の販売額が概ね 250,000 千円以上（現状からの増加額が 50,000 千円以上）であること。なお、露地野菜の生産拡大に当たっては、積極的に水田を活用すること。
- (2) 産地づくりに向けた実行性を有すること。

## 4 基本構想のフォローアップ

承認を受けた基本構想の策定主体は、県に対し、基本構想の達成状況に関して報告していただきます。

また、基本構想の策定主体は、その基本構想が変更される場合には、変更承認申請が必要な場合があります。

## 5 その他

承認を受けた基本構想の策定主体は、水田を活用した露地野菜産地づくりのモデルの取組として、県による PR（県ウェブサイトへの基本構想の概要の掲載等）に協力していただく場合がありますので、予め御了解願います。